

<h1>静岡市報</h1>	No. 47
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- (仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 31

規 則

- 静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

人事委員会規則

- 静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 44
- 静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則 45

上下水道局管理規程

- 静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務
の一部を委任する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

訓 令

- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・ 54

告 示

- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた
告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ (仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例 (令和5年静岡市条例第5号)

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム設置に伴い、事業及び指定管理者による管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例 (令和5年静岡市条例第6号)

令和5年度の組織機構改正に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例 (令和5年静岡市条例第7号)

建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、各手数料について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (令和5年静岡市条例第8号)

分担金の減額又は免除に係る規定を追加するため、所要の改正をすることとした。

条 例

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例をここに公布する。

令和5年2月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例

(設置)

第1条 静岡市は、駿河湾を中心とした海洋をはじめとする地球に関する科学について総合的な理解を深める場を提供することにより、海洋に関する研究及び教育の促進並びに産業の振興を図るとともに、清水港周辺地域における海洋の文化的価値及び魅力の発信並びに海洋を媒介とした国際的な交流の促進に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム	静岡市清水区日の出町8番

(事業)

第2条 (仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム (以下「ミュージアム」という。) は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海洋をはじめとする地球に関する科学に係る実物、標本、文献、写真その他の資料 (以下「資料」という。) の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料に関する調査研究に関すること。
- (3) 資料に関する講演会等の開催に関すること。
- (4) 資料に関する知識の普及に関すること。
- (5) 他の博物館その他教育、学術又は文化に係る諸施設との連携協力に関すること。
- (6) 市民の海洋を通じた交流の場の提供及び市民の学習活動の支援に関すること。
- (7) 海洋の文化的価値及び魅力の発信による交流の促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 ミュージアムの管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定

により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者にミュージアムの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第5条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がミュージアムの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がミュージアムの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) ミュージアムの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のミュージアムの管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。この場合において、ミ

ミュージアムの管理について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

（ミュージアムの管理に関する規定の整備）

- 3 この条例に定めるもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、施行日の前日までに、この条例を改正して定めるものとする。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条市長公室の事務分掌を削り、同条総務局の事務分掌に次のように加える。

- (6) 秘書及び渉外に関する事項
- (7) 広報及び広聴に関する事項
- (8) 首都圏における市政に関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

特殊建築物等敷地許可申請	160,000円	を
--------------	----------	---

」

「

特殊建築物等敷地許可申請	160,000円	に、
建築物の延べ面積の特例認定申請	27,000円	

」

「

特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円	を
----------------------------	----------	---

」

「

特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円	に、
高度地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円	

」

「

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添	一戸建ての住宅			37,000円
	一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1	37,000円
	住宅以外の住宅		のもの	

」

付しない場合	申請戸数が2から5までであるもの	75,000円	を
	申請戸数が6から10までであるもの	105,000円	
	申請戸数が11から25までであるもの	148,000円	
	申請戸数が26から50までであるもの	213,000円	
	申請戸数が51から100までであるもの	306,000円	
	申請戸数が101から200までであるもの	415,000円	
	申請戸数が201から300までであるもの	544,000円	
	申請戸数が301以上であるもの	639,000円	

「

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第	18,000円
--------------------------------	---------	---	---------

」

			1号) 第10条第2号イ (2) 及びロ (2) に 適合することを審査す る場合	
			その他の場合	37,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅部分	住戸 建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第10条 第2号 イ(2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	申請戸数が1 のもの 申請戸数が2 から5まで あるもの 申請戸数が6 から10まで あるもの 申請戸数が11 から25まで あるもの 申請戸数が26 から50まで あるもの 申請戸数が51 から100ま であるもの 申請戸数が 101から200 までであるもの 申請戸数が 201から300 までであるもの 申請戸数が 301以上であ	18,000円	
			35,000円	
			51,000円	
			74,000円	
			112,000円	
			169,000円	
			242,000円	
			312,000円	
356,000円				

					るもの		に、
				その他	申請戸数が1	37,000円	
				の場合	のもの		
					申請戸数が2	75,000円	
					から5までで		
					あるもの		
					申請戸数が6	105,000円	
					から10までで		
					あるもの		
					申請戸数が11	148,000円	
					から25までで		
					あるもの		
					申請戸数が26	213,000円	
					から50までで		
					あるもの		
					申請戸数が51	306,000円	
					から100まで		
					であるもの		
					申請戸数が	415,000円	
					101から200ま		
					でであるもの		
					申請戸数が	544,000円	
					201から300ま		
					でであるもの		
					申請戸数が	639,000円	
					301以上であ		
					るもの		

「

」

住戸	経済産	床面積の合計	93,000円
----	-----	--------	---------

			分	第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 すること を審査 する場合		
--	--	--	---	---	--	--

に、

「

		その他の建築物	経済産業大臣及び環境大臣が定める方法による計算以外の計算であつて、特別な調査又は研究の結果に	床面積の合計 大が300平方メートル以下であ るもの	93,000円	
--	--	---------	--	----------------------------------	---------	--

を

			基づく ものに よる場 合		
--	--	--	------------------------	--	--

「

		その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 すること を審 査する 場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	93,000円
--	--	---------	--	-------------------------------------	---------

に、

「

低炭素建築物新築 等計画に係る技術 的審査適合証を添 付しない場合	一戸建ての住宅			19,000円
	一戸建ての住 宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1 のもの	19,000円
			申請戸数が2 から5までで	38,000円

			あるもの	
			申請戸数が6 から10までで あるもの	54,000円
			申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円
			申請戸数が26 から50までで あるもの	111,000円
			申請戸数が51 から100までで あるもの	161,000円
			申請戸数が101 から200までで あるもの	221,000円
			申請戸数が201 から300までで あるもの	289,000円
			申請戸数が301 以上であるも の	338,000円

を

「

低炭素建築物新築一戸建ての住宅 等計画に係る技術 的審査適合証を添 付しない場合	建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に適合す ることを審査する場合	9,000円
	その他の場合	19,000円

」

一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1のもの	9,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	18,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	27,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	40,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	61,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	93,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	134,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	174,000円
			申請戸数が301以上であるもの	196,000円
			その他の場合	申請戸数が1のもの
	申請戸数が2から5までであるもの	38,000円		

に、

				あるもの	
				申請戸数が6 から10までで あるもの	54,000円
				申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円
				申請戸数が26 から50までで あるもの	111,000円
				申請戸数が51 から100までで あるもの	161,000円
				申請戸数が101 から200までで あるもの	221,000円
				申請戸数が201 から300までで あるもの	289,000円
				申請戸数が301 以上であるも の	338,000円

「

				住戸経済産床面積の合計 部分業大が300平方メー 及び臣、国トル以下であ 共用土交通るもの 部分大臣及 以外び環境	47,000円
--	--	--	--	--	---------

」

				に適合 するこ とを審 査する 場合	
--	--	--	--	--------------------------------	--

」

「

		その他の建築物	経済産業大臣及び環境大臣が定める方法による計算以外の計算であつて、特別な調査又は研究の結果に基づくものによる場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
--	--	---------	--	-------------------------	---------

を

」

「

		その他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
--	--	---------	--	-------------------------	---------

に、

「

建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第10条第1号の工場等(以下この表において「工場等」という。)(建築物のエネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	20,000円
-------------------	---	---	-----------------------------	-------------------------	---------

		<p>の向上に関する法律第34条第3項の規定により同法第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（以下「他の建築物」という。）を除く。）</p>	<p>イ又はロに適合することを審査する場合</p>		を
--	--	---	---------------------------	--	---

「

建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>建築物のエネルギー消費性能に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号の工場等（以下この表において「工場等」という。）（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定により同法第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（以下「他の建築物」という。）を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下であるもの</p>	<p>20,000円</p>
-------------------	--	---	---	--------------------------------	----------------

に、

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
			申請戸数が301以上であるもの	639,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	18,000円	
		その他の場合	37,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅部分	住戸建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1のもの	18,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	35,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	51,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	74,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	112,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	169,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	242,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	312,000円

に、

				申請戸数が301以上であるもの	356,000円
			その他 の場合	申請戸数が1のもの	37,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
				申請戸数が301以上であるもの	639,000円

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
			申請戸数が301以上であるもの	338,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	9,000円	
		その他の場合	19,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1のもの	9,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	18,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	27,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	40,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	61,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	93,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	134,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	174,000円

				申請戸数が301 以上であるも の	196,000円	に、
			その他 の場合	申請戸数が1 のもの	19,000円	
				申請戸数が2 から5までで あるもの	38,000円	
				申請戸数が6 から10までで あるもの	54,000円	
				申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円	
				申請戸数が26 から50までで あるもの	111,000円	
				申請戸数が51 から100までで あるもの	161,000円	
				申請戸数が101 から200までで あるもの	221,000円	
				申請戸数が201 から300までで あるもの	289,000円	
				申請戸数が301 以上であるも の	338,000円	

」

「

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合	18,000円
			その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物申請戸数が1のもの エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合	18,000円

を

」

「

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは(3)又は第10条第2号イ(2)に適合すること及び同令第1条第1項第2号ロ(2)若しくは(3)又は第10条第2号ロ(2)に適合することを審査する場合	18,000円
			その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物申請戸数が1のもののエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは(3)又は第10条第2号イ(2)	18,000円

に

				に適合 するこ と及び 同令第 1条第 1項第 2号ロ (2) 若しく は(3) 又は第 10条第 2号ロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	
--	--	--	--	--	--

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第7特殊建築物等敷地許可申請の項及び同表特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の静岡市手数料条例別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第8号

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例（平成17年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（分担金の減額又は免除）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第3号

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年2月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（小切手の支払地）

第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第1項第1号の規定により市長が定める区域は、全国の区域とする。

第35条の2中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

別表第2の2資本的収入及び支出の予算科目（2）資本的支出の表中

		他会計からの 長期借入金償 還金		を
」				

	投資有価証券	他会計からの 長期借入金償 還金 投資有価証券		に
」				

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第4号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「市長公室関係出先機関」を「総務局関係出先機関」に改める。

第2条第2項中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改める。

第3条中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 危機管理総室

危機管理総室	係名
	危機計画係 危機政策係 危機対策係 危機情報・施設係

(2) 総務局

公室名	課名	係名
市長公室	秘書課	秘書係
	広報課	報道広報係 広報紙係 広聴係 シティプロモーション係
	総務課	総務・調整係 文書管理係 組織管理係 行財政改革推進係
	コンプライアンス推進課	行政手続・審理係 内部統制係
	政策法務課	法規係 訟務係
	人事課	人事第1係 人事第2係 給与係 人材育成係
	職員厚生課	安全衛生推進係 福利係

第3条第3号を削り、同条第4号の表中

課名	係又は室名	を
課名	係名	に、
アセットマネジメント推進課	公共資産経営係 公民連携推進係 清水庁舎建設室	を
アセットマネジメント推進課	公共資産経営係 公民連携推進係	に

改め、同号を同条第3号とし、同条第5号の表中

部名	課名	係又はセンター名	を
部名	課名	係、室又はセンター名	に、
管財課	財産管理係 庁舎管理係 車両管理係	を	
管財課	財産管理係 庁舎管理係 車両管理係 庁舎整備室	に、	

「

税務部	税制課	総務係 税制係
-----	-----	---------

 を
 」

「

税務部	税制課	総務係 税制係 税務システム移行準備室
-----	-----	---------------------

 に
 」

改め、同号を同条第4号とし、同条第6号の表中

「

生活安心安全課	防犯・交通安全係 消費生活センター 計量検査係
---------	-------------------------

 を
 」

「

生活安全安心課	防犯・交通安全係 消費生活センター 計量検査係
---------	-------------------------

 に
 」

改め、同号を同条第5号とし、同条第7号の表中

「

歴史文化課	駿府城エリア活性化係 歴史文化施設企画係
-------	----------------------

 を
 」

「

歴史文化課	歴史文化推進係 駿府城エリア活性化係
-------	--------------------

 に、
 」

「

まちは劇場推進課	まちは劇場推進係 イベント推進係
----------	------------------

 を
 」

「

まちは劇場推進課	交流企画係 交流推進係
----------	-------------

 に、
 」

「

スポーツ交流課	スポーツツーリズム推進係 ホームタウン推進係
---------	------------------------

 を
 」

「

スポーツ交流課	スポーツツーリズム推進係 ホームタウン推進係 プロ野球球団創設推進室
---------	---------------------------------------

に

」

改め、同号を同条第6号とし、同条第8号の表中

「

環境創造課	調整係 環境影響評価係 自然ふれあい係 エコパーク推進係 グリーン政策推進室
-------	---

を

」

「

環境創造課	調整係 グリーン政策係 グリーン事業推進係
環境共生課	自然ふれあい係 環境影響評価係 エコパーク推進係

に

」

改め、同号を同条第7号とし、同条第9号の表中

「

本部又は部名	課名	係、室、センター又は診療所名
地域包括ケア推進本部		企画係 在宅医療・介護連携推進係 地域支え合い推進係
健康福祉部	福祉総務課	調整係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生涯活躍推進室

を

」

本部又は部名	課名	係、センター、診療所又は室名
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部		企画係 在宅医療・介護連携推進係 認知症施策推進係 地域支え合い推進係 誰もが活躍推進係
健康福祉部	福祉総務課	調整係 総務係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生活環境支援係

改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号の表中

商工部	産業政策課	調整係 企画係 新産業係 地場産業係
	産業振興課	工業振興係 プラモデル振興係 中小企業支援係 立地環境整備係 企業立地係

商工部	産業政策課	調整係 企画係 新産業係
	産業振興課	工業振興係 プラモデル振興係 中小企業支援係 企業立地係 地場産業係

改め、同号を同条第10号とし、同条第12号の表中

清水駅周辺整備課	管理係 駅周辺計画係 工事係
----------	----------------

清水都市整備課	管理係 計画係 工事係
---------	-------------

改め、同号を同条第11号とし、同条第13号を同条第12号とする。

第4条中「地域包括ケア推進本部の」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部の」に改め、同条市長公室の所掌事務を削る。

第4条危機管理総室の所掌事務（1）中「危機管理総室の所掌事務において」を削り、同所掌事務（2）中「連携調整」を「連絡調整」に改める。

第4条総務課の所掌事務の前に次のように加える。

市長公室

秘書課

- （1）秘書に関する事。
- （2）儀礼及び交際に関する事。
- （3）渉外事務に関する事。
- （4）名誉市民に関する事。
- （5）表彰者の処遇及び表彰審査委員会に関する事。
- （6）市長公室の庶務に関する事。

広報課

- （1）広報活動に関する事。
- （2）報道機関との連絡に関する事。
- （3）広聴活動に関する事。
- （4）シティプロモーションの推進に係る企画及び調整に関する事。
- （5）シティプロモーションに係る東京事務所との連絡調整に関する事。

第4条アセットマネジメント推進課の所掌事務（6）を削る。

第4条財政課の所掌事務中（9）を（10）とし、（8）の次に次のように加える。

- （9）ふるさと納税に関する事。

第4条管財課の所掌事務中（15）を（16）とし、（10）から（14）までを（11）から（15）までとし、（9）の次に次のように加える。

- （10）庁舎の改修に関する事。

第4条中生活安心安全課の所掌事務を生活安全安心課の所掌事務とする。

第4条スポーツ交流課の所掌事務（2）中「サッカー」の次に「、野球」を加える。

第4条環境創造課の所掌事務中（3）を削り、（4）を（3）とし、（5）を（4）とし、（6）を（5）とし、（7）から（11）までを削り、（12）を（6）とし、（13）から（15）までを削り、（16）を（7）とし、同所掌事務の次に次のように加える。

環境共生課

- (1) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (2) 自然保護に関すること。
- (3) 南アルプスの環境保全に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (4) 環境影響評価に関すること。
- (5) 環境影響評価審査会に関すること。
- (6) 愛玩のための鳥獣飼養登録の総括に関すること。
- (7) 生物多様性地域戦略専門家検討委員会に関すること。
- (8) 中央新幹線建設事業影響評価協議会に関すること。
- (9) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

第4条廃棄物対策課の所掌事務中(12)を(14)とし、(11)の次に次のように加える。

- (12) 不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (13) 不良な生活環境解消推進審議会に関すること。

第4条中地域包括ケア推進本部の所掌事務を地域包括ケア・誰もが活躍推進本部の所掌事務とし、同所掌事務(2)中「健康長寿に係る総合的な計画」を「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」に改め、同所掌事務中(16)を(18)とし、(15)の次に次のように加える。

- (16) 生涯活躍のまち静岡推進事業に関すること。
- (17) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第35条第1項の協議会に関すること。

第4条福祉総務課の所掌事務中(33)から(35)までを次のように改める。

- (33) 再犯の防止等に係る施策の総括に関すること。
- (34) 再犯防止推進協議会に関すること。
- (35) 不良な生活環境を解消するための支援（情報の集約、分析等及び解消が困難な事案に係る支援の総括に関することに限る。）に関すること。

第4条産業政策課の所掌事務中(4)及び(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)とし、(8)を削り、(9)を(6)とし、(10)を削り、(11)を(7)とし、(12)から(15)までを(8)から(11)までとする。

第4条産業振興課の所掌事務中(18)を(22)とし、(15)から(17)までを(19)から(21)までとし、(19)の前に次のように加える。

- (18) 伝統工芸技術秀士顕彰審査委員会に関すること。

第4条産業振興課の所掌事務中(14)を(17)とし、(13)を(16)とし、(12)を(15)と

し、(15)の前に次のように加える。

(14) 工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理に関すること。

第4条産業振興課の所掌事務中(11)を(13)とし、(3)から(10)までを(5)から(12)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 地場産業の振興に関すること。

(4) 伝統工芸産業の振興に関すること。

第4条中清水駅周辺整備課の所掌事務を清水都市整備課の所掌事務とする。

第4条建築指導課の所掌事務(20)中「容積率の特例の許可」を「認定等」に改める。

第4条住宅政策課の所掌事務中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(13)までを(4)から(12)までとする。

第4条の2中「課()の次に「総務局にあつては総務課を、」を加え、同条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「関すること」の次に「(総務局総務課を除く。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 組織間の連絡調整及び取りまとめに関すること(総務局総務課に限る。)

第3章第1節第1款の款名を次のように改める。

第1款 総務局関係出先機関

第5条第1項中「市長公室」を「総務局市長公室」に改める。

第22条第1項中「、市長公室に市長公室長を」を削り、「地域包括ケア推進本部に地域包括ケア推進本部長、地域包括ケア推進本部次長」を「市長公室に市長公室長を、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部に地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に改め、同条第4項中「市長公室長、危機管理総室長、部長、地域包括ケア推進本部長」を「危機管理総室長、部長、市長公室長、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」に改め、「公営競技事務所長」の次に「、危機管理総室次長」を加え、「地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に、「課長補佐、次長、次長補佐」を「次長補佐、課長補佐、次長」に改め、同条第5項中「、市長公室長」を削り、「地域包括ケア推進本部長」を「市長公室長、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」に改め、「公営競技事務所長」の次に「、危機管理総室次長」を加え、「地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に、「課長補佐、次長、次長補佐」を「次長補佐、課長補佐、次長」に、「部、市長公室、危機管理総室、地域包括ケア推進本部」を「危機管理総室、部、市長公室、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」に改め、同条第6項中「、市長公室長」を削る。

第23条第1項中「及び」を「、局理事、別に定める」に、「並びに」を「及び」に改め、同条

第2項中「政策及び企画」を「危機管理」に、「連携調整監」を「危機管理監」に改め、同条第3項中「、上司の命を受けて特定の重要事項を処理するため別に定める市理事を」を削り、同条第4項及び第5項中「連携調整監、統括監」を「危機管理監、統括監、局理事」に改める。

第24条第1項中「、公室に公室付」を削り、同条第2項中「、公室付」を削る。

第29条中「公室の庶務、部の庶務」を「部の庶務、公室の庶務」に改め、同条各号中「公室、部」を「部、公室」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年2月16日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第9号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）別表第2の6及び7に規定する休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職のうち昇任、降任又は転任の方法により補充することが困難である職で、静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとするもの

第12条第2項中「会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を同一の職務内容と認められる職に4回を超えずに引き続き採用する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を、同一の職務内容と認められる職に4回を超えずに引き続き採用する場合
- (2) 第10条第11号に掲げる職に任期を定めて採用された者を、その任期の満了後に引き続き育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用する場合（その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該採用された者の同号に規定する業務と同一である場合に限る。）

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年2月16日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第10号」を「第11号」に改める。

第5条中「、第12条、第13条並びに第14条」を「並びに第12条から第14条まで」に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年2月22日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程

静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年2月22日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市下水道条例施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア及び第4条第2項第3号中「こう配」を「勾配」に改める。

様式第11号の2（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓令

静岡市訓令第1号

静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市教育委員会訓令第1号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（委員会審議の省略）

第7条 第3条第1項各号に規定する審議事項（同条第2項の規定により審議の対象としないものを除く。）のうち、軽易なものとして委員長があらかじめ指定するものについては、委員会の審議を省略し、次条第1項の部会の審議をもって代えることができる。

別表第2中「第7条、第8条、第10条関係」を「第8条、第9条、第11条関係」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第58号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック代表
----------------	--------------

を

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック株式会社代表 取締役
----------------	-------------------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から適用する。